

令和6年度 第5回 保倉区地域協議会

次 第

日時：令和6年10月23日（水）午後6時～

会場：保倉地区公民館 研修室

1 開 会

2 会長あいさつ

3 議 題

【報告事項】

- ・農業経営基盤強化の促進に関する計画「地域計画」の策定について（概要）

【自主的な審議】

- ・地域の活性化につながる取組について
 - ・「保倉歩こう会」の企画検討
 - ・地域との意見交換に向けての準備

4 その他

- ・次回地域協議会

令和6年 月 日（ ）午後6時～ 保倉地区公民館

5 閉 会

農業経営基盤強化の促進に関する計画 「地域計画」の策定について(概要)

令和6年10月

上越市農林水産部(農政課)

1 地域計画とは…

「地域計画」は、人口減少や高齢化が進むにつれ、農業従事者が減少し、地域の農地を維持していくことが年々難しくなっている状況を踏まえ、**人と農地の問題を地域で解決していくための将来予想図**として、令和5年4月に施行された[改正]農業経営基盤強化促進法により、現在、全国の市町村で計画の策定に取り組んでいます。

特に「地域計画」の中では、**これまで地域の皆さんが守り続けてきた農地を、可能な限り次の世代へ引き継いでいく**ため、農作業の手間や時間、生産コストを減らすことが期待できる農地の集約化などを含め、**10年後の目指すべき農地利用の姿となる「目標地図」を作成**します。

農地の中には生産条件が悪く、様々な工夫や努力を払っても農業上の利用が困難な農地もあると思いますが、「**将来、地域の農地を誰が利用していくのか**」、「**地域の農業をどのように維持していくのか**」を、現在の農地の状況（現況地図）を見ながら、地域の皆さんと一緒に話し合っ、まとめていきます。

2 地域計画の概要

(1) 根拠法令（農業経営基盤強化促進法）

[第18条：要約] 市町村は、自然的経済的社会的諸条件を考慮して一体として地域の農業の健全な発展を図ることが適当であると認められる区域ごとに、当該区域における農業の将来の在り方及び当該区域における農業上の利用が行われる農用地等の区域その他農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項について、当該区域の関係者による協議の場を設け、その協議の結果を取りまとめ、公表するものとする。

[第19条：要約] 市町村は、農業者等による協議の結果を踏まえ、農用地の効率的かつ総合的な利用を図るため、当該協議の対象となった農業上の利用が行われる農用地等の区域における農業経営基盤の強化の促進に関する計画（地域計画）を定めるものとする。

(2) 事業主体

上越市（地域での話し合いに基づき策定）

(3) 計画策定期間

令和5・6年度（2か年）

(4) 計画策定区域

地域自治区を単位に25計画 ※市街化区域は対象外

（ほぼ全域が市街化区域である高田区・直江津区・八千浦区は、単体では策定せず、隣接する他区に含める）

(5) 参加者

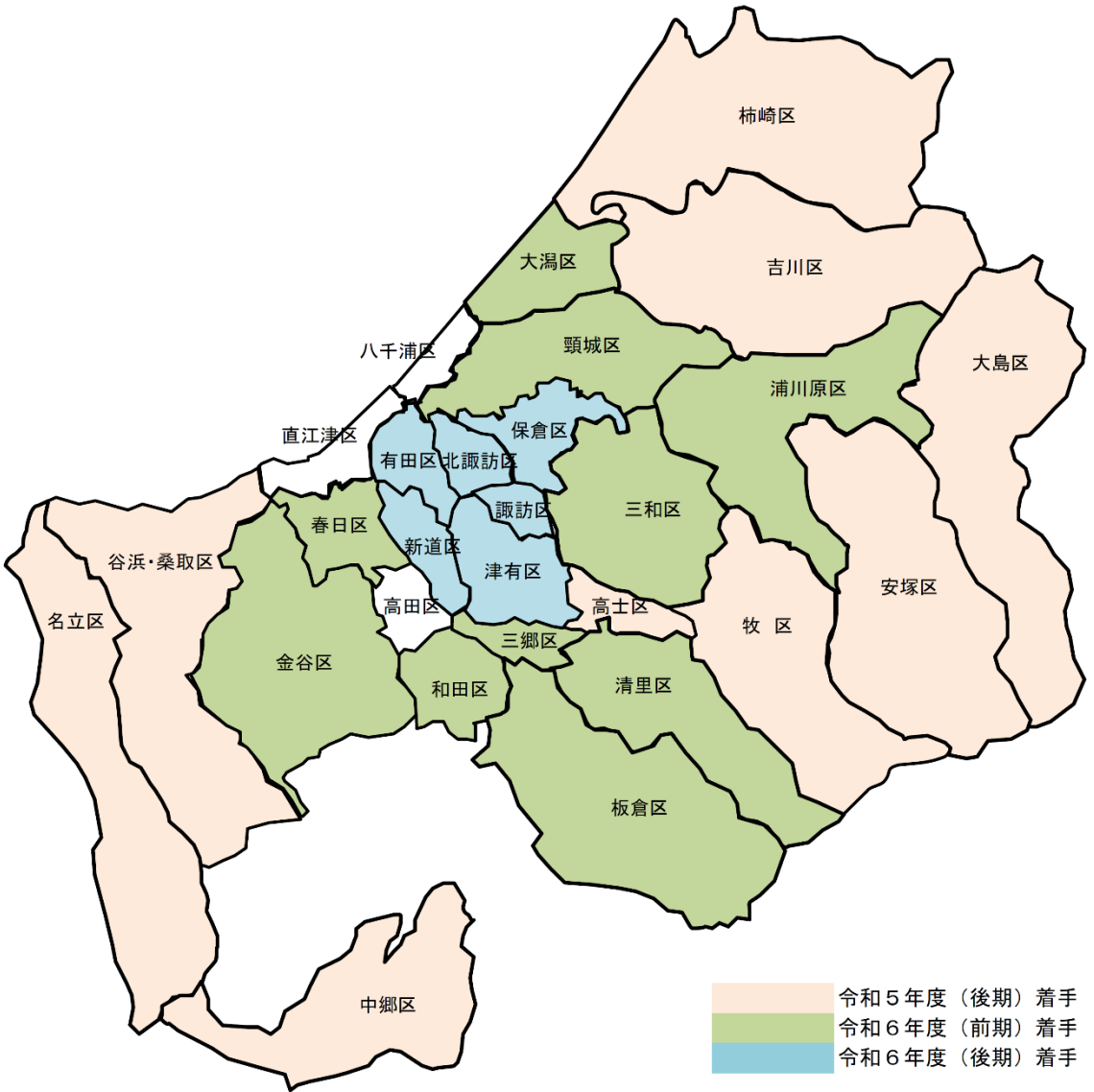
農業者等、農家組合長、JAえちご上越、土地改良区、新潟県、上越市、上越市農業委員会 など

(6) まとめ（結果）

- ・協議状況 . . . 市ホームページで適宜公表
- ・地域計画 . . . 令和7年3月に全計画を公告

※農地の所有権や利用権は移動しません。

※ 計画策定区域（25地域）



1	高田区	※単体では策定しない	16	安塚区	R5後期着手
2	新道区	R6後期着手	17	浦川原区	R6前期着手
3	金谷区	R6前期着手	18	大島区	R5後期着手
4	春日区	R6前期着手	19	牧区	R5後期着手
5	諏訪区	R6後期着手	20	柿崎区	R5後期着手
6	津有区	R6後期着手	21	大湫区	R6前期着手
7	三郷区	R6前期着手	22	頸城区	R6前期着手
8	和田区	R6前期着手	23	吉川区	R5後期着手
9	高士区	R5後期着手	24	中郷区	R5後期着手
10	直江津区	※単体では策定しない	25	板倉区	R6前期着手
11	有田区	R6後期着手	26	清里区	R6前期着手
12	八千浦区	※単体では策定しない	27	三和区	R6前期着手
13	保倉区	R6後期着手	28	名立区	R5後期着手
14	北諏訪区	R6後期着手			
15	谷浜・桑取区	R5後期着手	※計画策定区域：25地域		

3 地域計画の記載事項

(1) 当該地域における農業の将来の在り方

- ①地域計画の区域の状況
- ②地域農業の現状と課題
- ③地域における農業の将来の在り方

(2) 農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標

- ①農用地の効率的かつ総合的な利用に関する方針
- ②担い手に対する農用地の集積に関する目標
- ③農用地の集団化（集約化）に関する目標

(3) 目標を達成するために必要な措置

- ①農用地の集積、集団化の取組
- ②農地中間管理機構の活用方法
- ③基盤整備事業への取組
- ④多様な経営体の確保・育成の取組
- ⑤農業協同組合等の農業支援サービス事業者への農作業委託の取組

(4) 地域内の農業を担う者（目標地図に位置付ける者）

- ・農業者氏名、作物名、経営面積など

(5) 目標地図

- ・10年後の地域の農地を見据え、農地ごとに将来の耕作者を目安として設定
- ・あくまで目安であり、農地の売買や賃借などの権利設定は発生しない
- ・将来の耕作者が直ちに見つからない場合は、「今後検討等」として随時調整
- ・目標地図は、地域の情勢の変化に応じて、適宜見直す

※ その他任意事項

- ①鳥獣被害防止対策、②有機・減農薬・減肥料、③スマート農業、④輸出、⑤果樹等、⑥燃料・資源作物等、⑦保全・管理等、⑧農業用施設、⑨耕畜連携
- ⑩その他

4 保倉区の地域計画の進め方（予定）

(1) 計画策定区域

保倉区

(2) 参加者

- ・ 農業関係者 : 農業者（認定農業者、認定新規就農者、生産組織、農業法人等）、農家組合長など
- ・ アドバイザー : J A えちご上越、関川水系土地改良区
- ・ オブザーバー : 新潟県（上越地域振興局）
- ・ 事務局 : 上越市（農林水産部）、上越市農業委員会、上越市担い手育成総合支援協議会

(3) 協議（話し合い）

- ・ 時期：第1回 令和6年11月下旬（地域計画の概要説明、担い手による話し合い）
第2回 令和6年12月中旬（計画のとりまとめ、報告会）
- ・ 会場：調整中 ※協議回数等に変更する場合があります

(4) まとめ（結果）

- ・ 協議状況 . . . 市ホームページで適宜公表
- ・ 地域計画 . . . 令和7年3月に全計画を一括公告 ※農地の所有権や利用権は移動しません。

地域活性化につながる取組の検討

保倉区地域協議会と地域の団体等との意見交換に向けて

■意見交換の目的

- ・地域協議会で地域活性化や地域課題の解決を協議するに当たり、地域の声を取り入れる

■意見交換テーマ

- 地域資源の活用について
- 安全・安心なまちづくりの推進（防犯・防災）について
- 地域コミュニティの活性化について
 - ・「保倉歩こう会～楽しく歩こう、保倉を知ろう～」について
- その他（意見交換先に合わせたもの）

■意見交換先案

- ・子育て世代
- ・女性団体
- ・民生委員
- ・
- ・

◎子育て世代との意見交換について

■意見交換者の選出

- ・PTA 役員又は各町内会長（地域協議会委員を含む）が人選
- ・選出締切：11月15日（金）

■依頼方法

- ・北部まちづくりセンターが地域協議会名で依頼文を作成する
- ・町内会長（地域協議会委員を含む）が、対象者に依頼文をお渡しする
- ・北部まちづくりセンターが出欠の取りまとめを行う

■意見交換日時・場所（案）

- ・令和6年12月11日（水） 18：30～ 保倉地区公民館
（地域協議会委員は18：00集合、事前打合せ）